

## 令和4年度 財政運営検討W・Gの検討事項

項目	令和4年度検討事項	これまでの検討結果	令和5年度に検討すべき主な事項				
保険料率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 府全体の共通公費の範囲の検討</li> <li>① 過年度の保険料収納見込み(一般分)</li> <li>② 保険者努力支援制度(都道府県分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 府全体の共通公費の範囲の検討</li> <li>① 過年度の保険料収納見込み(一般分) <table border="1" data-bbox="869 384 1541 491"> <tr> <td style="width: 50px;">仮算定</td> <td>過去3カ年の平均収納額の75%に、令和元年度～令和3年度調定額の平均と、直近値である令和3年度の調定額から算出した変動率を乗じた額と設定。</td> </tr> </table> <p>仮算定結果を受けて、緊急対応措置として、本算定では、保険料額抑制のため、以下のとおり、引上げることとする。</p> <table border="1" data-bbox="869 592 1541 699"> <tr> <td style="width: 50px;">本算定</td> <td>過去3カ年の平均収納額の80%に、令和元年度～令和3年度調定額の平均と、直近値である令和3年度の調定額から算出した変動率を乗じた額と設定。</td> </tr> </table> </li> <li>② 保険者努力支援制度(都道府県分) <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、保険料引き下げ財源として活用</li> </ul> </li> <li>● 被保険者数の推計方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>団塊世代の後期高齢者医療制度への移行を反映するため、令和4年度算定から採用した75歳の誕生日で減算するコーホート要因法(「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(資格取得・喪失)という、二つの「変動要因」の将来値を仮定し、それに基づいた被保険者数の推計を行う方法)を今回も採用。</li> </ul> </li> </ul>	仮算定	過去3カ年の平均収納額の75%に、令和元年度～令和3年度調定額の平均と、直近値である令和3年度の調定額から算出した変動率を乗じた額と設定。	本算定	過去3カ年の平均収納額の80%に、令和元年度～令和3年度調定額の平均と、直近値である令和3年度の調定額から算出した変動率を乗じた額と設定。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 府全体の共通公費の範囲の検討</li> <li>① 過年度の保険料収納見込み(一般分)</li> <li>② 保険者努力支援制度(都道府県分)</li> <li>③ 保険者努力支援制度(市町村分)</li> <li>④ 府2号線入金</li> </ul>
仮算定	過去3カ年の平均収納額の75%に、令和元年度～令和3年度調定額の平均と、直近値である令和3年度の調定額から算出した変動率を乗じた額と設定。						
本算定	過去3カ年の平均収納額の80%に、令和元年度～令和3年度調定額の平均と、直近値である令和3年度の調定額から算出した変動率を乗じた額と設定。						
保険料減免・軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもに係る均等割額減額措置について、対象年齢及び軽減額の拡充の動向をみながら必要に応じ国へ要望(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国において、子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する法改正(令和4年4月1日施行)を実施。</li> <li>● 子どもに係る均等割額減額措置に係る対象年齢及び軽減額の拡充について国へ要望。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもに係る均等割額減額措置について、対象年齢及び軽減額の拡充の動向をみながら必要に応じ国へ要望(継続)</li> </ul>				

# 令和4年度 財政運営検討W・Gの検討事項

項目	令和4年度検討事項	これまでの検討結果	令和5年度に検討すべき主な事項				
標準 収納率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和3年度決算状況を踏まえた検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和3年度を含む直近3年間の収納率実績の最高値と令和3年度の収納率の平均値を算定の基準とし、条件を以下のとおり設定。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="842 338 1556 537"> <tr> <td style="text-align: center;">仮 算 定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 規模別基準収納率 規模別平均収納率▲1%</li> <li>● インセンティブ 規模別基準収納率を上回っている値の1/2</li> <li>● 努力分 実収納率+0.5%</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>仮算定結果を受けて、緊急対応措置として、本算定では、保険料率抑制のため、以下のとおり、設定条件を見直すこととする。</p> <table border="1" data-bbox="842 628 1556 828"> <tr> <td style="text-align: center;">本 算 定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 規模別基準収納率 規模別平均収納率▲0.5%</li> <li>● インセンティブ 規模別基準収納率を上回っている値の1/4</li> <li>● 努力分 実収納率+0.6%</li> </ul> </td> </tr> </table>	仮 算 定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規模別基準収納率 規模別平均収納率▲1%</li> <li>● インセンティブ 規模別基準収納率を上回っている値の1/2</li> <li>● 努力分 実収納率+0.5%</li> </ul>	本 算 定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規模別基準収納率 規模別平均収納率▲0.5%</li> <li>● インセンティブ 規模別基準収納率を上回っている値の1/4</li> <li>● 努力分 実収納率+0.6%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和4年度決算状況を踏まえた検証</li> </ul>
仮 算 定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規模別基準収納率 規模別平均収納率▲1%</li> <li>● インセンティブ 規模別基準収納率を上回っている値の1/2</li> <li>● 努力分 実収納率+0.5%</li> </ul>						
本 算 定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規模別基準収納率 規模別平均収納率▲0.5%</li> <li>● インセンティブ 規模別基準収納率を上回っている値の1/4</li> <li>● 努力分 実収納率+0.6%</li> </ul>						
保健事業 (算定条件 に関する事 項のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 独自事業分を含む保健事業における財源の在り方について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標準保険料率で賄う対象経費の取扱いについて、以下のとおり設定。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="842 919 1556 1059"> <tr> <td style="text-align: center;">仮 算 定</td> <td>府保険料総額（医療分）の3.5%（被保険者数10万人以上の保険者）、5.0%（その他の保険者）を保健事業分の上限として、事業費納付金の対象となる保健事業費（共通分）を除く部分を独自事業分とする。</td> </tr> </table> <p>仮算定結果を受けて、緊急対応措置として、本算定では、保険料額抑制のため、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="842 1150 1556 1259"> <tr> <td style="text-align: center;">本 算 定</td> <td>上記の設定に基づく仮算定時の申請額の50%を上限とすることとする。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象経費の基準額は、前年度保険料総額(医療分)の一定割合と、納付金算定時の報告額のいずれか低い額とする。本算定時には、仮算定時からの増額変更は行わない。</li> <li>● 保健事業における財源の在り方について、引き続き検討。</li> </ul>	仮 算 定	府保険料総額（医療分）の3.5%（被保険者数10万人以上の保険者）、5.0%（その他の保険者）を保健事業分の上限として、事業費納付金の対象となる保健事業費（共通分）を除く部分を独自事業分とする。	本 算 定	上記の設定に基づく仮算定時の申請額の50%を上限とすることとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 独自事業分を含む保健事業における財源の在り方について検討(継続)</li> </ul>
仮 算 定	府保険料総額（医療分）の3.5%（被保険者数10万人以上の保険者）、5.0%（その他の保険者）を保健事業分の上限として、事業費納付金の対象となる保健事業費（共通分）を除く部分を独自事業分とする。						
本 算 定	上記の設定に基づく仮算定時の申請額の50%を上限とすることとする。						

## 令和4年度 財政運営検討W・Gの検討事項

項目	令和4年度検討事項	これまでの検討結果	令和5年度に検討すべき主な事項				
財政安定化 基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料の平準化等を図る観点から、基金への積立に係る基本的な考え方等について、引き続き検討</li> </ul>	<p>【前期高齢者交付金精算額の平準化】</p> <p>(A)・・・「当該年度の前期高齢者交付金に加減算される2年前の1人あたり精算額」</p> <p>(B)・・・「直近3カ年平均の1人あたり精算額」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料の平準化等を図る観点から、(A)と(B)を比較し、(A)が(B)よりも低い場合は、その差額に2年前の被保険者数を乗じた額を後年度に生じる精算に備えて留保する。 (A)が(B)よりも高くなる場合は、上記留保財源の範囲内において、当該財源を活用し、3カ年平均となる水準まで(A)を抑制することにより、前期高齢者交付金の精算に伴う年度間の影響を緩和し、精算額の平準化を図る。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">仮算定</td> <td>(A)が(B)よりも低かったため、その差額に2年前の被保険者数を乗じた額を留保額とした。</td> </tr> </table> <p>仮算定結果を受けて、緊急対応措置として、本算定では、保険料額抑制のため、以下のとおりすることとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">本算定</td> <td>仮算定で留保するとした額の1/2を留保額に、1/2を令和5年度保険料額の抑制財源とする。</td> </tr> </table>	仮算定	(A)が(B)よりも低かったため、その差額に2年前の被保険者数を乗じた額を留保額とした。	本算定	仮算定で留保するとした額の1/2を留保額に、1/2を令和5年度保険料額の抑制財源とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料の平準化等を図る観点から、財政調整事業に係る基本的な考え方等について、基金への積立を含め、引き続き検討</li> </ul>
仮算定	(A)が(B)よりも低かったため、その差額に2年前の被保険者数を乗じた額を留保額とした。						
本算定	仮算定で留保するとした額の1/2を留保額に、1/2を令和5年度保険料額の抑制財源とする。						

【追加検討項目：コロナ減免について】

- 令和4年3月14日付け厚生労働省事務連絡により、令和4年度のコロナ減免に係る特別調整交付金による財政支援(10割～4割)の実施について通知
  - ・ 令和2年度及び3年度の全額支援から支援割合が変更したことに伴い、令和4年度は一部費用負担が発生する市町村もある状況
  - ・ 令和3年度においても当初、一部費用負担が生じる状況であったが、国への要望等を踏まえ全額国庫負担となったところであり、令和4年度についても制度設計に責任を持つ国において全額支援が行われるよう、引き続き要望。
 ⇒令和4年11月9日付け厚生労働省事務連絡により、令和4年度のコロナ減免に係る特別調整交付金による財政支援(全額)の実施について通知
 

↓
- 令和5年2月10日付け厚生労働省事務連絡により、令和4年度相当分の保険料までで財政支援を終了する旨通知(資料3-2)